

INFORMATION

情報ひろば

※市外局番「0422」は省略。



申し込みの記入例

- あて先** 各記事の申込先、住所の記載がないものは「〒181-8555三鷹市役所〇〇課」
- 必要事項** ①行事・事業名(希望日・コース・回)、②申込者の郵便番号・住所、③氏名(ふりがな)、④年齢(学年)、⑤連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)、⑥そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

Poki
4コマまんが
コンテスト
2023



◆一般部門(優秀賞)

柑橘類くん
「ポキのイメチェン」



※今年も作品を募集しています。詳しくは同コンテストHPへ。



お知らせ

J:COMチャンネル(地デジ11チャンネル)「長々と散歩」を放送中!

各市の市長が市内を巡りながら街

の魅力を発信する同番組に、河村孝市長が出演しています。今回は太宰治ゆかりのスポットを巡り、三鷹での家族との生活や美術の才能など、隠れた一面をご紹介します。

◆**放送時間** 午前7時30分から、午後4時30分から、9時から(8月31日(土)まで。1日3回放送)

☎**広報メディア課** 29-9037

野崎地区公会堂に関するお知らせ



◆**休館について**

大規模修繕工事に伴い、下記の期間で休館します。

☎**9月2日(月)～令和7年1月3日(金)**

◆**インターネット予約受付システムの操作説明会**

7年1月に導入する同システムの操作説明会を開催します。詳しくは市HPをご覧ください。

☎**8月24日(土)午後2時～3時、3時～4時**

☎**8月22日(土)までに必要事項(上記参照)・団体名・希望回をコミュニティ創生課** 29-9611・Fax 47-5196・komyunitei@city.mitaka.lg.jpへ

第2回 東八道路沿道(野崎3・4丁目地区)のまちづくりに関する説明会

☎**8月29日(木)午後6時30分～8時、31日(土)午後2時～3時30分**

☎**教育センター**

☎**当日会場へ**

☎**都市計画課** 29-9701

8月30日(金)～9月5日(木)は防災週間です



東京消防庁公式アプリは、もしもの時の安心をサポートする緊急ツールなどの多くの機能を備え、応急手当や火災予防などを学ぶこともできます。防災意識と防災行動力の向上にお役立てください。

☎**防災課** 24-9102

8月30日(金)～9月5日(木)は秋の建築物防災週間です



建築基準法第8条では、建築物の所有者、管理者、占有者は敷地、構造、建築設備を常時適法な状態に維持することとされています。安全で安心して暮らせるまちをつくるため、建築物の安全確認を行いましょう。

☎**建築指導課** 29-9745

東京都 耐震キャンペーン



9月1日(日)～令和7年1月17日(金)の期間中さまざまなイベントを実施してい

ます。申込方法など、詳しくは都耐震ポータルサイトをご覧ください。

☎**①**建物の耐震改修工法などの展示会=10月2日(水)・3日(木)、**②**都の取り組みなどのパネル展示=10月2・3日、12月10日(火)、**③**耐震改修成功事例見学会=11月ごろ、**④**耐震フォーラム・耐震化個別相談会=12月10日

☎**①**新宿駅西口広場イベントコーナー、**②**同コーナー、都政ギャラリー(新宿区)ほか、**③**未定、**④**都民ホール、同ギャラリー(新宿区)

☎**同キャンペーン事務局** 042-794-9995

市議会定例会の予定

詳しくはこちらから▶



☎**議会事務局** 0422-29-9140

8月	30日(金)	本会議(一般質問) ※第1回請願・陳情締め切り(午後5時まで)
9月	2日(月)	本会議(一般質問)
	3日(火)	本会議(一般質問、議案上程)
	6日(金)	本会議(議案・請願等審議、決算代表質疑)
	9日(月)～12日(木)	常任委員会
	13日(金) 17日(火)～19日(木)	決算審査特別委員会
	20日(金)	東京外郭環状道路調査対策特別委員会 調布飛行場安全利用及び国立天文台周辺地域まちづくり特別委員会
	24日(火)	三鷹駅前再開発及び市庁舎等調査検討特別委員会 ※第2回請願・陳情締め切り(正午まで)
30日(月)	本会議(決算審査特別委員会審査報告、議案等審議)	

※日程は変更する場合があります。
※本会議の開議時間は午前9時30分を予定しています。
※請願・陳情は、同局で受け付けています(オンラインも可)。提出を希望する場合は、あらかじめ会派または議員にご相談ください。

◆**傍聴・手話通訳の申し込み**

☎**傍聴当日に**、本会議は議場(市役所3階)東側の傍聴受付、各委員会は同局へ。手話通訳を希望する場合は、各開催日の1週間前までに希望する日程(午前・午後)・氏名・連絡先を同局Fax 0422-45-1031へ

※議場内傍聴席のモニターで字幕表示をしています。

◆**本会議などのインターネット配信**

本会議と予算・決算審査特別委員会の生中継・録画中継を配信しています。

消費者相談窓口から 456

☎**消費者相談窓口** 0422-47-9042

スポーツジムなどの契約トラブルが増えています!

相談事例1

パーソナルトレーニングジムの無料お試し体験で、通常より安い「1年間特別プラン」を担当者から勧められ、クレジットカード決済で申し込んだ。会費が高いため、解約したいとジムに伝えましたが、「3カ月間は解約できない。途中解約は3カ月分の会費に相当する違約金を支払う必要がある」と言われた。違約金を支払わずに解約したい。(30代・女性)

相談事例2

近所のスポーツジムの会費が手頃だったのでインターネットで申し込んだ。入会から2カ月後、解約についてホームページから問い合わせをしたが、返答がない。店舗にスタッフがいないため尋ねることもできず、会費の引き落としが続いてしまう。解約の手続き方法を知りたい。(20代・男性)

アドバイス

スポーツジムやパーソナルジムなどに関するトラブルの相談が寄せられています。事例1では、通常より安いプランであることを理由に、期間内の解約が制限されていました。スポーツジムなどの店舗で交わした契約は、原則としてクーリングオフができません。契約者の都合により継続できなくなった場合は、事業者が定めた利用規約などの条件で解約することになり、無条件で解約することは困難です。契約する前に、解約時の連絡先や精算方法、プランの契約期間などについて確認しましょう。プランによっては、一定期間契約を継続することが条件の場合もあります。途中で解約すると、違約金を請求される場合があるため注意が必要です。

事例2は、無人スポーツジムなどで、事業者と連絡が取れないケースです。問い合わせはメールや電話、ホームページのフォームなど、複数の方法で行いましょう。また、事業者のホームページにお知らせが掲載されていることもあるため確認しましょう。